

岩手県告示第180号

岩手県補助金交付規則第1条に規定する相当の反対給付を受けない補助金以外の給付金で別に定めるもの（平成31年岩手県告示第267号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
組 織	給付金	組 織	給付金
復興防災部	[略] 災害障害見舞金負担金 応急仮設住宅等共益費負担金	復興防災部	[略] 災害障害見舞金負担金
[略]		[略]	
文化スポーツ部	<u>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会市町村運営交付金</u> ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金	文化スポーツ部	<u>特別国民体育大会冬季大会スキー競技会会場地市町村運営交付金</u>
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			